

本則中第十四条の四第三項を一第十四条の六第三項一に、
 東伯耆郡一を東伯耆郡に改める。
 附則
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年十月六日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号
 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を
 次のように改正する。

第十八条の表中

鳥取県公的 医療機関選 定委員会	医療法第三十六条第一項の規定による公的医 療機関の選定に関する事項	を
鳥取県公的 医療機関選 定委員会	医療法第三十六条第一項の規定による公的医 療機関の選定に関する重要事項の調査審議に 関する事項	を
鳥取県立病 院運営審議 会	鳥取県立病院運営審議会(昭和四十一年 十月鳥取県規則第三十号)第一條の規定によ る鳥取県立病院の健全な運営に関する調査審 議に関する事項	を

に改める。

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥 取 県 (定価二部一月三回) (郵政省告示第一〇七二二号)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当
 たるときは、
 翌日の日)

目 次
 ◆人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する
 規則
 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公
 布する。
 昭和四十一年十月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
 (職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委
 員会規則第八号)の一部を次のように改正する。)

別表第一の知事の事務部局の地方農林部局の項中

を「局長」に改める。

附則

第九九条の表中

鳥取県東伯耆郡 東伯耆郡
 鳥取県西伯耆郡 東伯耆郡及び赤松町

鳥取県東伯耆郡 東伯耆郡
 鳥取県西伯耆郡 東伯耆郡及び赤松町

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二
 十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「地方農林部局」を「局長」に改める。

局長(人事委員 の承認したも のに限り)	百分の十五
局長	百分の十

附則

この規則は、公布の日から施行する。